

<報道発表資料>

令和8年1月16日

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

## 家事調停委員による「無料相談会」の開催

弁護士・司法書士を含めた家事調停委員が皆様の御相談に応じます！

京都市及び京都家事調停協会では家事調停委員による、「無料相談会」を開催します。

離婚問題や子どもとの面会交流・養育費などについて、家事調停委員（弁護士・司法書士等を含む。）が調停手続きやその利用方法について丁寧にお答えします。

### 【無料相談会の概要】

● 日 時 令和8年2月21日(土) 午前10時～午後3時30分  
(受付：午前10時～午後3時まで)

※ 相談時間は1組30分程度。

● 場 所 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都  
(〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
アクセス：京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口（地下鉄連絡通路にて連結）  
又は京都市バス、京都バス、JRバス「烏丸丸太町」バス停下車すぐ)  
※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。

● 相談内容 夫婦間（離婚等）、親権、養育費、婚姻費用、遺産相続等の家事調停の手続きについて  
※ 調停・訴訟中の事柄は相談いただけません。

● 定 員 30組

● 参 加 費 無料

● 申込方法 当日会場にて受付

● 運 営 主催：京都家事調停協会、共催：京都市（文化市民局消費生活総合センター）

### <家事調停制度について>

夫婦、親子、親族などの間の揉め事について、裁判官と、民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す司法制度の一つです。

### <お問合せ先>

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

電話：075-366-2250